

平成 25 年 8 月 1 日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 25 年 8 月から実施する下記 4 テーマの計画について公表します。

- 生活保護に関する実態調査
生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向や生活保護行政の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視
訪日外国人旅行者数の一層の増加と、地域経済の活性化を図る観点から、既往の政策評価に係る勧告事項のフォローアップを中心に、国内観光地における外国人旅行者の受入環境の整備状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視
気象予測の精度向上等を図る観点から、気象予測の精度向上に向けた取組、防災気象情報等に関する利用者の理解の促進に向けた取組及び業務信頼性向上に向けた取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 規制の簡素合理化に関する調査
規制に伴う国民負担を必要最小限にする観点から、規制の実施状況、その効果や負担の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<生活保護に関する実態調査>

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室

担当：九嶋

電話（直通）：03-5253-5416、F A X：03-5253-5418

<外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視>

行政評価局総務課地方業務室

担当：田尻

電話（直通）：03-5253-5415、F A X：03-5253-5418

<気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視>

行政評価局復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担当：楠原

電話（直通）：03-5253-5456、F A X：03-5253-5457

<規制の簡素合理化に関する調査>

行政評価局内閣、規制改革等担当評価監視官室

担当：柏尾

電話（直通）：03-5253-5440、F A X：03-5253-5436

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：高橋

電話（直通）：03-5253-5407、F A X：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

生活保護に関する実態調査

調査の背景

- 近年、生活保護の受給者は、平成23年7月に過去最高となって以降も増加傾向にあり、24年11月には約215万人
- 生活保護費の総額も近年増加の一途をたどり、平成24年度には約3.7兆円



- 生活保護受給者の急増により、福祉事務所のケースワーカーの配置数は法令の基準と乖離。生活保護受給者に対する就労・自立支援の仕組みも効果が不明瞭
- 近年、不正受給も増加傾向にあり、平成23年度においては約3.6万件(総額約173億円)



- 生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、下記事項を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 生活保護の現状・動向

- 全国・地域における生活保護の現状・動向の把握・分析

2 生活保護行政の実態

- 福祉事務所における保護、自立支援等に関する事務・事業の実施状況及び実施体制、関係機関との連携状況等を調査
- 国、都道府県等による生活保護法施行事務の監査の実施状況、改善措置状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成25年8月～26年7月(予定)

外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視

調査の背景

- 観光立国の実現のため、平成15年以降、「観光立国行動計画」、観光立国推進基本法等に基づき、関係府省において、訪日外国人旅行者数年間1,000万人を目指し、各種施策を推進
- 総務省では、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」を実施し、平成21年3月、ビジット・ジャパン事業の効果的・効率的な実施などを国土交通省及び法務省に勧告

- 関係府省は、勧告への対応を図っており、新たな「観光立国推進基本計画」や「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」などが定められ、各種施策・事業を加速化
- しかし、東日本大震災の影響や中国人訪日旅行者数の減少等もあり、目標とする旅行者数の達成は容易ではない。また、訪日外国人旅行者数の増加が地域経済の発展にどの程度の効果があるのか不明確との指摘あり

- 観光立国の実現、観光振興による国民経済の発展は重要行政課題
- このため、訪日外国人旅行者数の一層の増加と、地域経済の活性化を図る観点から、既往の政策評価に係る勧告事項のフォローアップを中心に、国内観光地における外国人旅行者の受入環境の整備状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 既往の勧告事項についての対応・措置の状況

- ① ビジット・ジャパン事業の実施状況
- ② 出入国手続の円滑化等に係る取組の実施状況
- ③ 訪日外国人旅行者に対する接遇の向上に係る各種施策の実施状況を調査

2 訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況

- ① 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業等の実施状況
- ② 観光地域における外国語による案内表示の整備状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省（観光庁）、法務省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成25年8月～26年5月（予定）

気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 気象庁は、気象、地震、津波等の自然現象を常に観測・予測し、的確な気象情報を提供することにより、自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展などを実現することが任務

○ 近年、東日本大震災を始めとして、台風・集中豪雨など自然災害による甚大な被害が多数発生している状況。また、降雪などの現象についても、実況が予測どおりに推移しなかったときは、国民生活に大きな影響

○ 気象警報や緊急地震速報などについては、国民が適切に利用できるよう、利用者における理解の促進を図ることが課題

○ 気象予測の精度向上等を図る観点から、下記の事項を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 気象予測の精度向上に向けた取組の実施状況

○ 気象、地震及び津波に関する予測精度の評価・検証の実施状況、観測体制、予測システム等の改善状況等を調査

2 防災気象情報等に関する利用者の理解の促進に向けた取組の実施状況

○ 予測精度の評価・検証結果等の公表状況、緊急地震速報等に関する周知・啓発活動の実施状況等を調査

3 業務信頼性向上に向けた取組の実施状況

○ 観測や情報発表に関する人為的ミスの防止に向けた取組の実施状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

気象庁

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

平成25年8月～26年7月(予定)

規制の簡素合理化に関する調査

調査の背景

- 規制改革は、豊かな国民生活を実現するための最重要課題
- 政府は、「エネルギー・環境」、「保育」、「健康・医療」等を重点分野とし、国際先端テストの実施や「国家戦略特区」の創設などにより、大胆な規制改革を計画

- 大胆な改革とともに、現場の実態を踏まえつつ、次の点から、きめ細やかに、規制の適正化を常に図っていく必要
 - ・ 国民負担の軽減
 - ・ 不合理となった規制の見直し
 - ・ 負担の公平性

- これらの観点を中心に、規制の実施状況、その効果や負担の状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 規制の実施状況

- 規制に関する国民の意見要望
- 行政機関における規制の実施状況

2 規制により発生する効果や負担の状況

- 規制により発生する効果(便益や削減されるリスク)の状況
- 国民が負担している費用の状況

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体、事業者等

調査実施期間

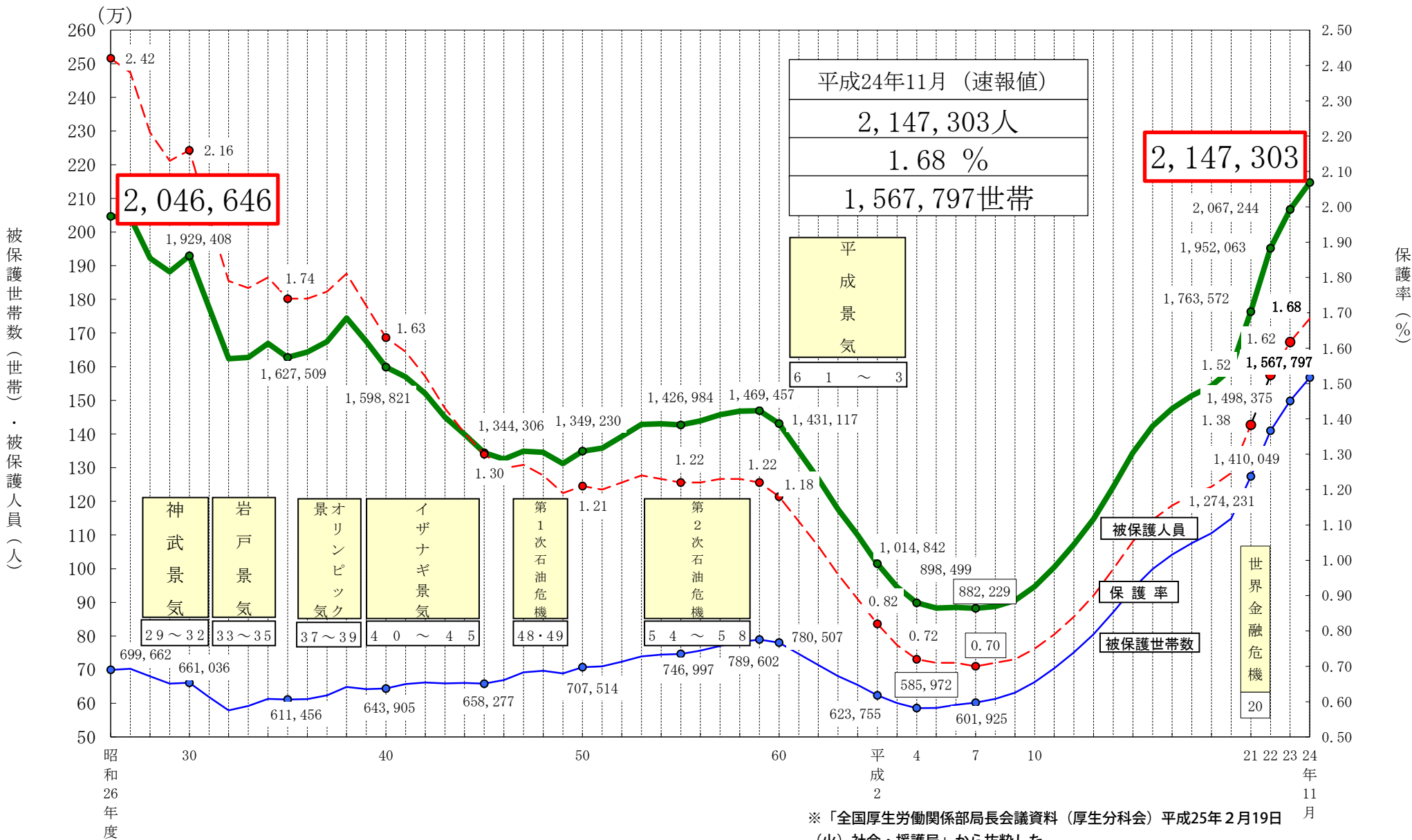
平成25年8月～26年7月(予定)

参 考 資 料

- 1 生活保護に関する実態調査 1
- 2 外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視 4
- 3 気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視 8
- 4 規制の簡素合理化に関する調査 10

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

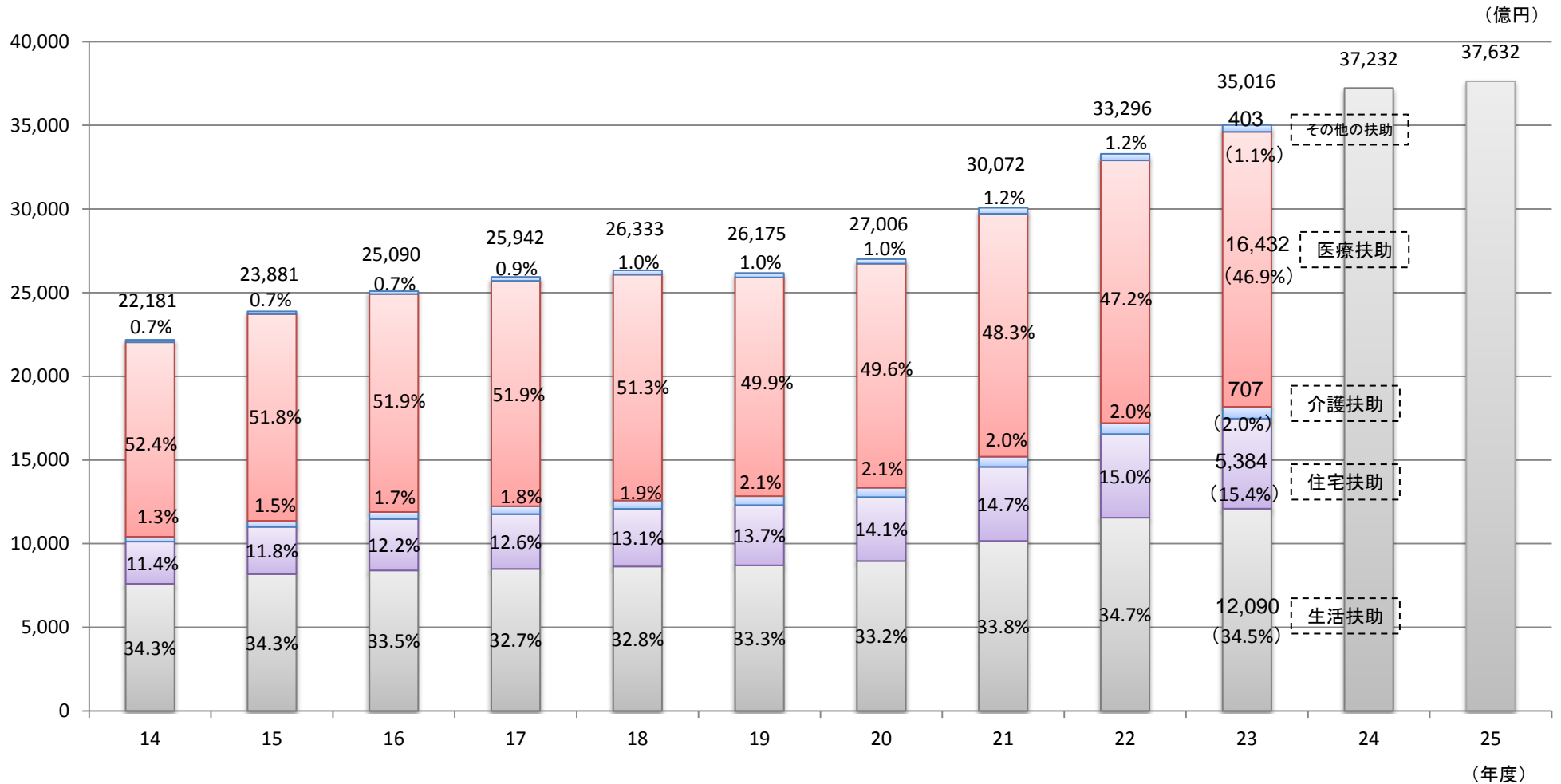
生活保護受給者数は215万人であり、昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

生活保護に関する実態調査 参考資料2

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成25年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は当初予算額、25年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

○ 生活保護の不正受給件数及び不正受給金額の推移

(単位：件、千円)

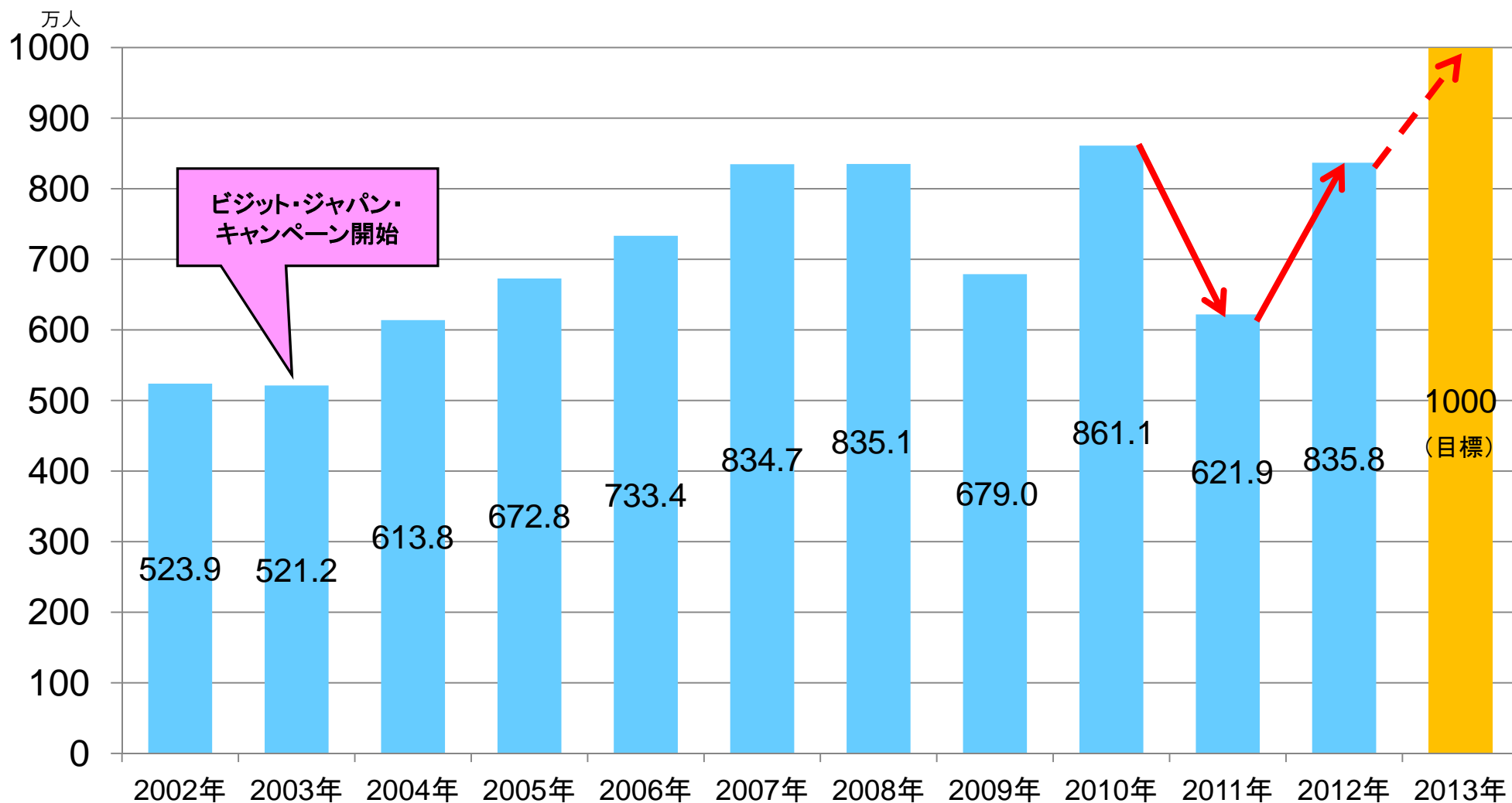
	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
不正受給件数	15,979 (100.0)	18,623 (116.5)	19,726 (123.4)	25,355 (158.7)	35,568 (222.6)
不正受給金額	9,182,994 (100.0)	10,617,982 (115.6)	10,214,704 (111.2)	12,874,256 (140.2)	17,312,999 (188.5)

(注) 1 本表は、当局が「社会・援護局関係主管課長会議資料」(平成 25 年 3 月 11 日)に基づき作成した。

2 () 内は、平成 19 年度の数値を 100 とした場合の指数を表す。

訪日外国人旅行者数の推移

- 2012年の訪日外国人旅行者数は約836万人。
- 2013年は、ビジット・ジャパン・キャンペーン10周年を迎える節目の年であり、訪日外国人旅行者数1,000万人の達成に向け、関係府省が一丸となって観光立国を推進することが必要。

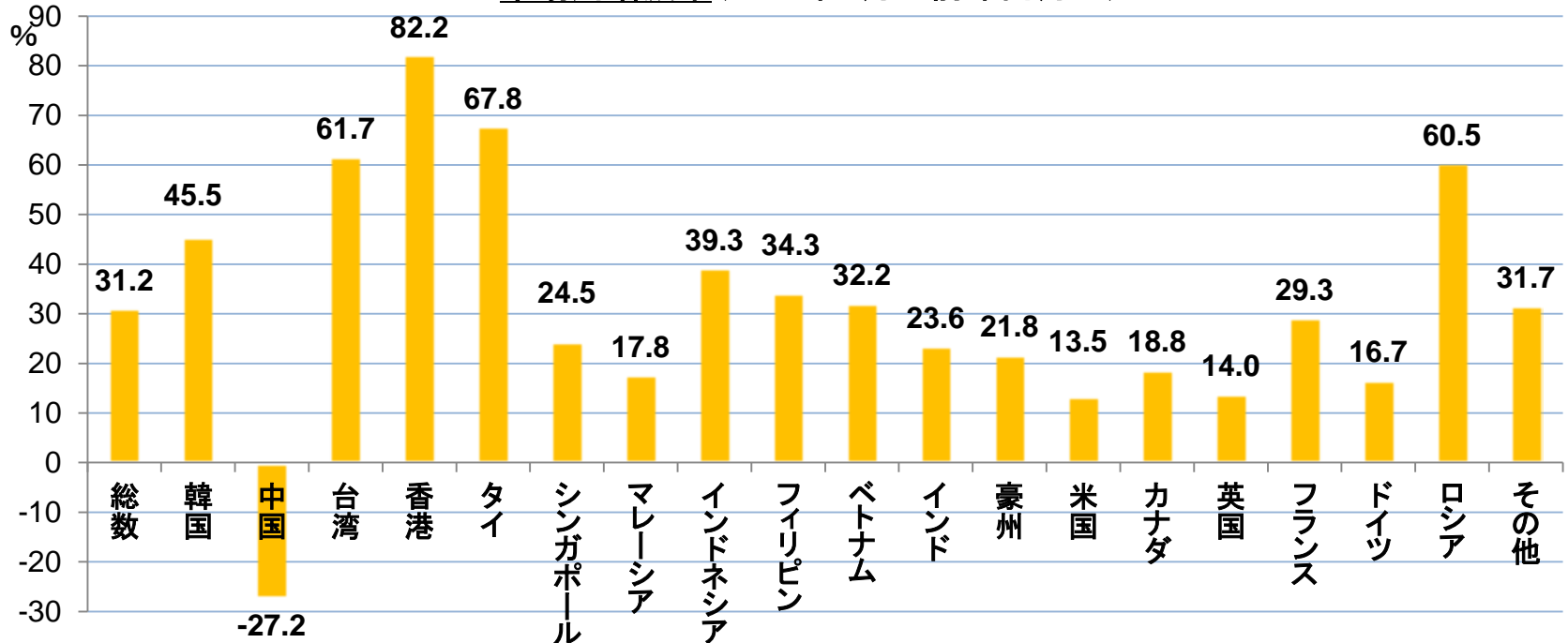


(注) 観光庁の資料に基づき当省が作成した。

2013年5月の訪日外国人旅行者数(推計値)

- 2013年5月の訪日外国人旅行者数は、前年同月比31.2%増の87.5万人。
- 中国が減少する一方、円安やLCCの就航等を背景に、香港、台湾や東南アジアなどで堅調な伸び。

市場別増減率(2013年5月の前年同月比)



各年5月の訪日外国人旅行者数(万人、%)	2013																			
	総数	韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド	豪州	米国	カナダ	英国	フランス	ドイツ	ロシア	その他
2013	87.5	22.9	8.2	19.6	5.9	4.0	1.6	1.5	0.9	1.1	0.6	0.8	1.6	7.4	1.4	1.5	1.3	1.0	0.5	5.6
		(26.1)	(9.3)	(22.4)	(6.8)	(4.6)	(1.9)	(1.7)	(1.1)	(1.3)	(0.6)	(1.0)	(1.8)	(8.5)	(1.6)	(1.7)	(1.5)	(1.1)	(0.6)	(6.4)
2012	66.7	15.7	11.2	12.1	3.2	2.4	1.3	1.3	0.7	0.8	0.4	0.7	1.3	6.5	1.2	1.3	1.0	0.9	0.3	4.3
		(23.6)	(16.8)	(18.1)	(4.9)	(3.6)	(2.0)	(1.9)	(1.1)	(1.3)	(0.6)	(1.0)	(2.0)	(9.8)	(1.8)	(2.0)	(1.5)	(1.3)	(0.5)	(6.4)

(注) 1 独立行政法人国際観光振興機構の資料に基づき当省が作成した。

2 表中の()内の数字は、構成比を表す。

平成 23 年5月 20 日
総務省行政評価局

「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う
政策への反映状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】国土交通省、法務省 【勧告日】平成21年3月3日
【回答日】国土交通省：平成21年9月2日、法務省：平成21年9月1日
【2回目の回答日】国土交通省：平成23年4月25日、法務省：平成23年4月22日


平成21年3月の勧告に対し、関係省が講じた措置を公表するもの
国土交通省では、本政策に関し、今回の東日本大震災を踏まえ、復興に併せた観光振興への取組を積極的に進めていくこととしている。

1 評価概要


総務省は、「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施し、評価結果を踏まえ、国土交通省及び法務省に対し、下記のような事項を勧告
この勧告に対し、1回目のフォローアップ以降、両省がどのような政策への反映を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係省が講じた政策への反映状況


(1) V J C事業の効果的・効率的な実施（国土交通省）

<p>勧告事項</p> <p>1 V J C事業の広域化、複合化を推進するため、より戦略的に実施</p> <p>2 V J C事業の選定に当たって勘案すべき要素を明確化した上で、成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定 (注) V J C：ビジット・ジャパン・キャンペーン（訪日促進キャンペーン）</p>		<p>回答</p> <p>平成22年度及び23年度事業実施方針において、①市場ごとの特性を踏まえたマーケット志向の事業であること、②広域での事業構築・展開が図られていること、③事業の総合化が図られていること等の基準を設け、引き続き事業の戦略的な実施に努力</p>
---	---	--

(2) 出入国手続の円滑化（法務省）

<p>勧告事項</p> <p>審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかを更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を実施</p>		<p>回答</p> <p>平成22年度から、出入国手続に関する案内員（審査ブースコンシェルジュ）を地方空港へも拡大して配置し、審査場入口での乗客の振り分け、バイオ機器操作の補助（注）等を行い、入国手続を円滑化（時間短縮） (注) 上陸審査を受ける外国人に対し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行うこと。</p>
--	---	---

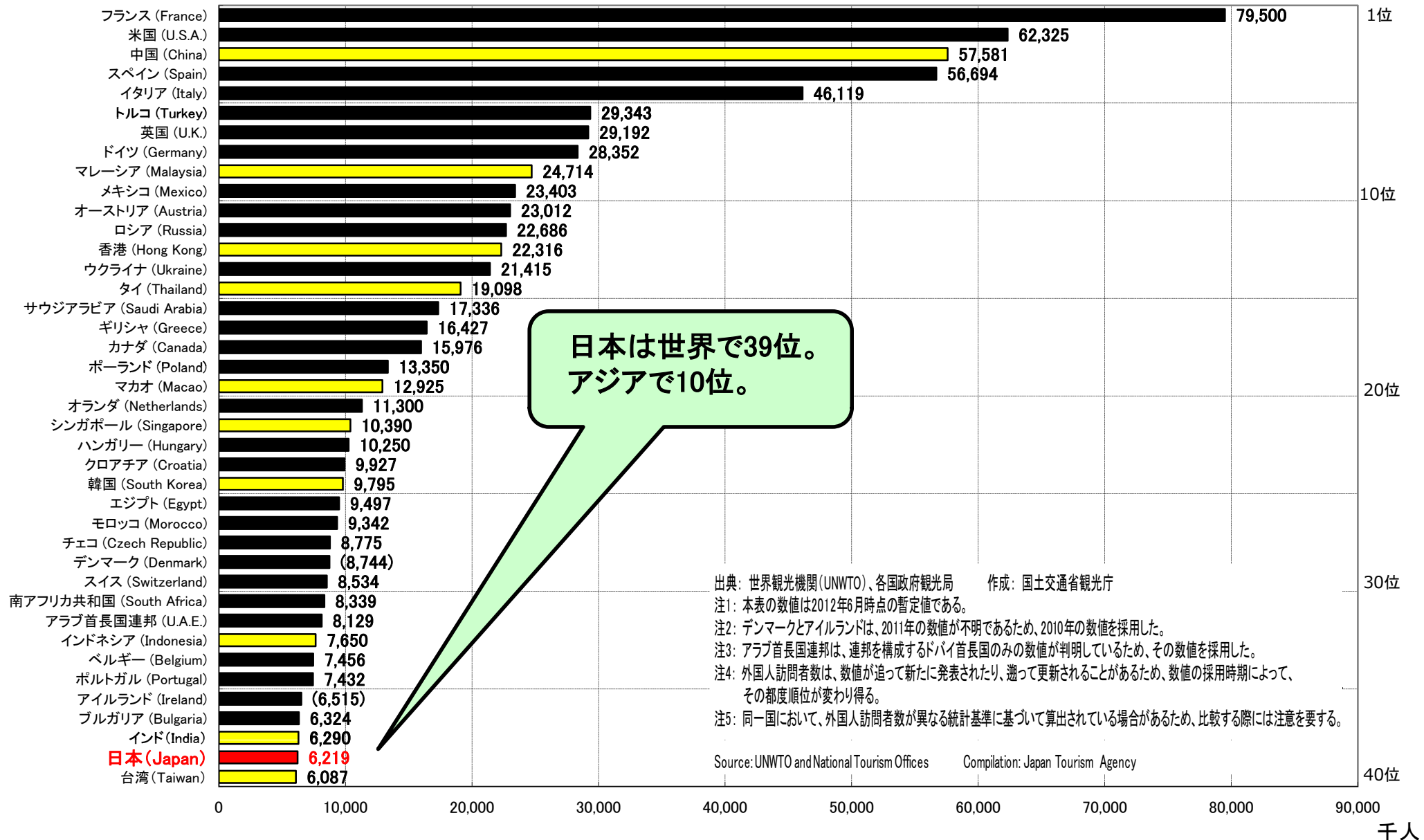
(3) 外国人旅行者に対する接遇の向上（国土交通省）

<p>勧告事項</p> <p>1 国際観光の振興に寄与することを目的とする国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の一部において、外国語による接遇を行っていない原因を分析し、当該登録制度を有効に機能させるための必要な措置を実施</p> <p>2 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討</p>		<p>回答</p> <p>1 検討会を開催し、平成22年3月に、円滑なコミュニケーションの実現等の今後の取組の方向性等を取りまとめ。 平成22年度は、ホテル・旅館の従業員を対象に、訪日中国人旅行者を迎えるに当たっての基礎的な知識・スキルを習得するためのセミナー等を実施</p> <p>2 検討会における検討結果を踏まえ、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、今国会提出の総合特別区域法案の成立後、これに基づき、できるだけ早期に措置</p>
--	---	--

※ 政策評価の要旨及び評価書は、総務省ホームページに掲載しています。

外国人旅行者受入数の国際比較

■ 2011年(平成23年)



(注) 観光庁の資料に基づき当省が作成した。

近年発生した気象災害等

1 気象

発生年月日	現象	被災地域	死者・行方不明者
H22. 6. 11～7. 19	平成 22 年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21 人
H22. 10. 18～10. 30	鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県（奄美）	3 人
H22. 11～H23. 3	平成 22 年 11 月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131 人
H23. 7. 19～7. 24	平成 23 年台風第 6 号	関東、東海、近畿、四国地方	3 人
H23. 7. 28～7. 30	平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方（特に新潟、福島）	6 人
H23. 8. 30～9. 5	平成 23 年台風第 12 号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98 人
H23. 9. 15～9. 22	平成 23 年台風第 15 号	全国	19 人
H23. 11～H24. 3	平成 24 年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	132 人
H24. 5. 6	平成 24 年 5 月に発生した突風等	関東地方（特に茨城、栃木）	3 人
H24. 6. 18～6. 20	平成 24 年台風第 4 号	全国	1 人
H24. 7. 2～7. 9	平成 24 年 7 月 3 日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2 人
H24. 7. 11～7. 14	平成 24 年 7 月 11 日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32 人
H24. 8. 13～8. 15	平成 24 年 8 月 13 日からの大雨	近畿、中部地方	3 人
H24. 9. 15～9. 19	平成 24 年台風 16 号	全国	0 人
H24. 9. 28～10. 1	平成 24 年台風 17 号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1 人
H24. 12～H25. 3	平成 25 年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	101 人

(注) 1 「平成 25 年版防災白書」（内閣府）に基づき、当省が作成した。

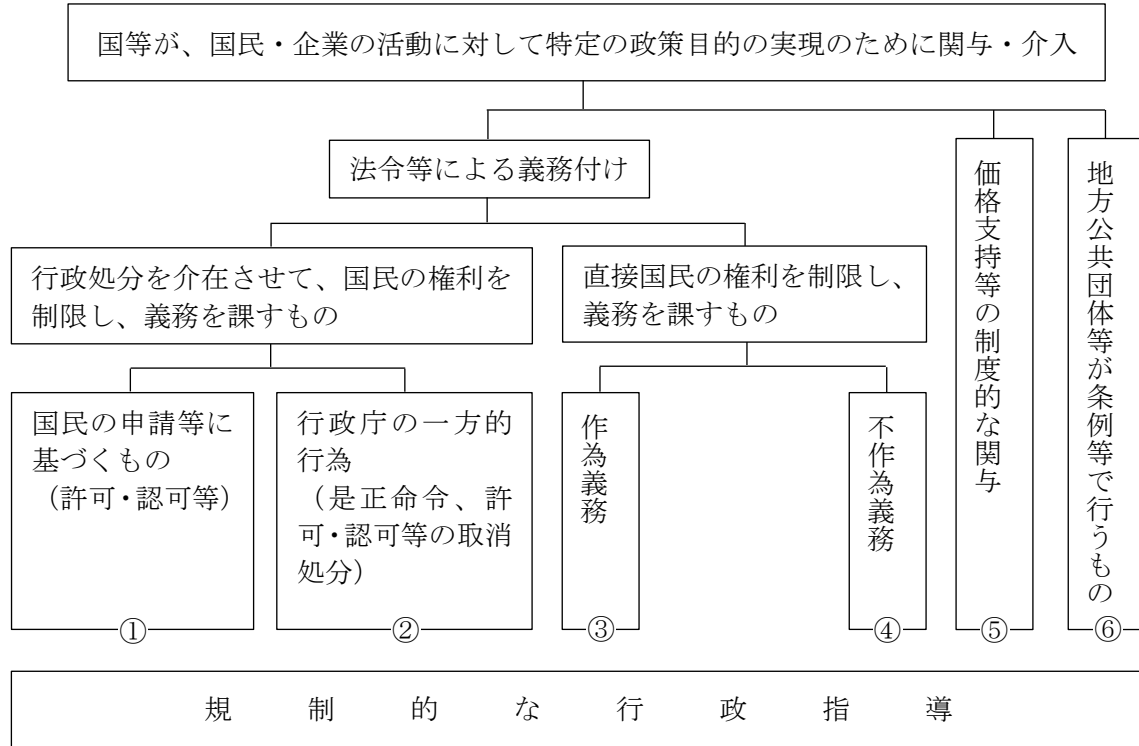
2 平成 22 年 4 月から 25 年 3 月までに発生したものを記載した。

2 地震・津波

発生年月日	マグニチュード	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
H22. 5. 1	4.9	新潟県中越地方	負傷1人	店舗（非住家）でガラス数枚破損	4	
H22. 7. 4	5.2	岩手県内陸南部	負傷1人	なし	4	
H23. 3. 9	7.3	三陸沖	負傷2人	住家一部破損1棟など	5弱	55 cm
H23. 3. 11	9.0	三陸沖 平成23年東北地方太平洋沖地震	死亡18,493人 不明2,683人 負傷6,217人	住家全壊128,801棟 住家半壊269,675棟 住家一部破損756,814棟など	7	9.3m以上
H23. 3. 12	6.7	長野県・新潟県県境付近	死亡3人 負傷57人	住家全壊73棟 住家半壊427棟など	6強	
H23. 3. 15	6.4	静岡県東部	負傷75人	住家半壊103棟 住家一部破損984棟	6強	
H23. 4. 1	5.0	秋田県内陸北部	負傷1人	住家一部破損2棟	5強	
H23. 4. 7	7.2	宮城県沖	死亡4人 負傷296人	（物的被害は、東北地方太平洋沖地震の被害に含まれる）	6強	
H23. 4. 11	7.0	福島県浜通り	死亡4人 負傷10人	（物的被害は、東北地方太平洋沖地震の被害に含まれる）	6弱	
H23. 4. 12	6.4	福島県中通り	負傷1人	（物的被害は、東北地方太平洋沖地震の被害に含まれる）	6弱	
H23. 4. 16	5.9	茨城県南部	負傷6人	なし	5強	
H23. 6. 30	5.4	長野県中部	死亡1人 負傷17人	住家半壊24棟 住家一部損壊6,117棟	5強	
H23. 7. 31	6.5	福島県沖	負傷11人	なし	5強	
H23. 8. 1	6.2	駿河湾	負傷13人	住家一部損壊15棟など	5弱	
H23. 8. 19	6.5	福島県沖	負傷2人	なし	5弱	
H23. 11. 20	5.3	茨城県北部	負傷1人	なし	5強	
H23. 11. 21	5.4	広島県北部	負傷2人	なし	5弱	
H23. 12. 14	5.1	岐阜県美濃東部	負傷1人	なし	4	
H24. 1. 28	5.4	山梨県東部・富士五湖	負傷1人	なし	5弱	
H24. 3. 1	5.3	茨城県沖	負傷1人	なし	5弱	
H24. 3. 14	6.1	千葉県東方沖	死亡1人 負傷1人	住家一部損壊3棟など	5強	
H24. 3. 27	6.6	岩手県沖	負傷2人	なし	5弱	
H24. 7. 10	5.2	長野県北部	負傷3人	住家一部破損9棟など	5弱	
H24. 8. 30	5.6	宮城県沖	負傷4人	なし	5強	
H24. 12. 7	7.3	三陸沖	死亡1人 負傷15人	住家一部破損1棟	5弱	98 cm
H25. 2. 2	6.5	十勝地方南部	負傷14人	住家一部破損1棟	5強	

（注）気象庁の資料に基づき、当省が作成した。

(公的規制の体系)



[例]

- ①…営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定(変更)の許可、製品・施設等に関する検査など
- ②…基準や法令に違反した場合等における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
- ③…指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
- ④…他業務の兼業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
- ⑤…農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
- ⑥…宅地開発等指導要綱、ふぐ調理師の免許、景観条例など

(許認可等総件数の推移)

- 許認可等の総数(平成24年3月31日現在)は14,579件。新たな行政ニーズへの対応等に伴い、前回の13,869件(平成21年3月31日現在)から710件増加

